

大洲市通学路交通安全プログラム

(平成27年12月策定)

(令和3年3月改正)

大 洲 市 教 育 委 員 会

大洲市通学路交通安全プログラム

1 プログラムの目的

- ・ 通学路の安全対策に関して、平成25年12月6日付、文部科学省、国土交通省、警察庁より通達「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」が発出されました。
- ・ 大洲市教育委員会では、平成24年度に市内全域対象の緊急合同点検を実施し、また平成25年度には愛媛県通学路安全対策アドバイザー派遣事業の指定を受けて、三善・白滝・長浜小学校において事業を実施しました。
- ・ これらの事業成果を他の小学校においても共有し、市内全域における基本方針として運用するとともに、先述の通達の趣旨を踏まえて、継続的な取組の基本方針「大洲市通学路交通安全プログラム」を策定することとなりました。
- ・ また、交通事情の変化、災害による危険箇所の発生、登下校中における重大事件の発生、昨今の不審者事案の増加などに鑑み、PDCAサイクルに基づく対応が必要となっております。
- ・ 今後は本プログラムに基づき、小中学校及び関係機関と連携しながら、計画的、継続的に通学路の安全確保に取り組むこととします。

2 大洲市通学路安全推進連絡協議会

平成25年度において愛媛県通学路安全対策アドバイザー派遣事業の実施のために組織された大洲市通学路安全推進連絡協議会を、全市的な「大洲市通学路安全推進連絡協議会」として、通学路の安全対策検討、実施状況の確認などの検討を行うこととします。

【構成関係団体】

大洲市立全小中学校
愛媛県南予地方局大洲土木事務所
大洲市危機管理課
大洲市建設課

大洲警察署交通課、生活安全課
大洲交通安全協会
大洲市教育委員会教育総務課（事務局）
その他 関係団体

3 本プログラムでの取組内容

(1) 各学校における定時又は随時の安全点検

- ・ 各学校において、定期的あるいは随時に、必要に応じて通学路の安全点検を実施します。この場合、交通安全とともに防犯上の観点からの危険箇所についても点検対象に含めることとします。

【必要に応じての点検箇所の例】

経路の変更や周辺環境の変化があった箇所

積雪時の危険箇所

自転車通学との重複箇所

経年劣化による危険箇所 等

- ・ 各学校での点検の結果、対策が必要な箇所があれば、当連絡協議会事務局へ報告します。

(2) 「大洲市通学路安全推進連絡協議会」による対策協議

- ・ 各小中学校からの報告を受けて、協議会での対策協議を要する場合、該当箇所の合同点検を計画・実施し、その後のハード・ソフト両面の対策について検討します。
- ・ 合同点検は、市教育委員会、関係小中学校、警察署、県土木事務所、市危機管理課、市建設課等で実施するものとします。

(3) 対策の実施

協議会で検討した対策メニューについて、関係者間で連携しながら、対策を実施します。

(4) 対策結果の確認

実施後は、学校を通じてその効果について確認・評価を行います。

(5) 対策改善・充実

確認結果を踏まえて、必要に応じて更なる改善・充実を図ります。

上記の（１）～（２）Plan【計画】、（３）Do【実施】、（４）Check【点検・評価】、（５）Action【見直し】を１サイクルとして、繰り返し実施することとします。

4 公表等

点検結果や対策内容については、各関係機関で認識共有するために「対策箇所一覧表」等を作成し、大洲市公式ホームページ等で公表することとします。